

「令和6年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査（茨城県）」の結果

(別紙)

■養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

1 相談・通報件数（過去10年間）

(単位:件)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
相談・通報件数	27	15	22	32	23	16	32	46	48	48
虐待判断事例	5	3	8	4	6	4	11	17	15	13

2 相談・通報者（複数回答あり）

(単位:人)

本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
1 (1.8%)	14 (25.0%)	14 (25.0%)	6 (10.7%)	7 (12.5%)	1 (1.8%)	4 (7.1%)	0 (0.0%)	2 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)	5 (8.9%)	0 (0.0%)	56 (100.0%)

3 相談・通報及び虐待の事実が認められた施設・事業者のサービス種別

(単位:件)

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
相談・通報	15 (31.3%)	9 (18.8%)	0 (0.0%)	3 (6.3%)	12 (25.0%)	6 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.2%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)
虐待	6 (46.2%)	3 (23.1%)	0 (0.0%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)

4 虐待の事実が認められた事例

No	被虐待者の状況				虐待に対して取った措置	養介護施設等の種別	虐待を行った従事者の職種
	性別	年齢階級	要介護度	虐待の種別			
1	男	80～84歳	要介護3	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職
2	男	75～79歳	要介護5	介護等放棄	改善指導	住宅型有料老人ホーム	介護職
3	女	75～79歳	要介護3	心理的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職等
4	女	85～89歳	要介護5	身体的虐待 心理的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
5	女 男	90～94歳 80～84歳	要介護3 要介護2	身体的虐待 心理的虐待	改善指導 改善勧告	認知症対応型共同生活介護	介護職
6	女 男	95～99歳 85～89歳	要介護3 要介護3	介護等放棄 心理的虐待	改善指導 改善勧告	認知症対応型共同生活介護	介護職、管理職
7	男	85～89歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
8	男 男	95～99歳 75～79歳	要介護5 要介護5	身体的虐待	改善指導	介護老人保健施設	介護職等
9	男	80～84歳	要介護3	身体的虐待 介護等放棄	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
10	女	90～94歳	要介護3	性的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	看護職
11	男	70～74歳	要介護2	心理的虐待	改善指導	住宅型有料老人ホーム	介護職等
12	女	80～84歳	要介護5	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職
13	—	—	—	身体的虐待	改善指導	特別養護老人ホーム	介護職

※「介護職等」は、介護職等複数の職種で虐待が行われた場合を指します。

5 参考

(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

(第25条)

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(2) 厚生労働省令で定める都道府県知事による公表事項

(第3条)

法第25条で定める事項は、次のとおりとする。

1 虐待があった養介護施設等の種別

2 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

(3) 用語の解説

ア「養介護施設従事者等」とは

・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

イ「養介護施設」とは

・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム

・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センターなど

ウ「養介護事業」とは

・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業

・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支